

デジタル工事写真の小黒板情報電子化（電子黒板）仕様書

- (1) 国土交通省通達の「平成 29 年 1 月 30 日付け 国技建管第 10 号」に基づき、使用すること。
- (2) 受注者は、工事着手前に監督員へ小黒板情報電子化の実施を選定する旨及び本工事で使用する機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」という。）について申し出、書面による承諾を得るものとする。
- (3) 導入に必要な使用機器は、受注者が選定、調達する。
- (4) 使用機器については、信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」
(URL 「<http://www.cryptrec.go.jp/list.html>」) に記載している技術を使用していること。
- (5) 受注者は、前項の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準等に示す黒板に記載する項目による。
- (6) 写真帳の作成については、施工方法の順序等を考慮し、電子黒板と従来の黒板が混在してもよい。（別々の写真帳を作る必要は無い。）
- (7) 段階確認・中間及び完成等検査時は、従来の黒板を使用すること。
- (8) 上記の立会いにおいて電子黒板を使用する場合は、撮影前及び撮影後に監督員より立会い内容の確認を受けること。
- (9) 受注者は納品時に、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員に提出するものとする。
- (10) 提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

改定 令和 4 年 4 月 1 日